

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第12号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 区役所住民情報担当におけるDV等支援措置に関する事務

所 管 所 属：東淀川区役所

通 知 日：令和 8 年 6 月10日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	支援措置の開始や終了の決裁時に添付する根拠資料について改善を求めたもの 今回の監査で、監査の対象事務における意思決定に係る手続を確認したところ、次のとおりであった。 ・ 申出書を受け付けたとき、決裁権者による口頭承認によって支援措置の開始を決定し、申出者に支援措置を決定した旨の通知を即日交付することが常態化し、文書による決裁を事後に受けていた。 ・ 支援措置開始の決定に当たり、相談機関から「申出書に係る確認書」の提出を受けることが困難であったものについては、相談機関や支援措置の決定を行った過去の住所地の市区町村に電話で支援の必要性を聴取しているとのことであったが、電話での聴取内容など支援の必要性を判断した根拠資料が決裁に添付されていなかった。 ・ 支援措置終了に際し、令和 7 年 9 月頃まで、事務処理マニュアルで定められた終了予定通知を送付しておらず、東淀川区役所によれば、支援措置対象者へ電話でその旨を連絡していたとのことであったが、その記録がないものが見受けられた。また、決裁において、延長の意思がないと判断した根拠資料の添付がないものが見受けられた。 【指摘事項】 2. 東淀川区役所は、支援措置の決定に当たっては、必ず事前に決裁権者の決裁を受けるよう関係職員に周知徹底されたい。 また、支援措置の開始や終了について意思決定を行う際は、その判断根拠を明確にする必要があることを関係職員に周知徹底し、意思決定の判断経過について対外的に説明できるように、その根拠資料を決裁に添付する等、確実に記録を残すよう運用されたい。	・ 事務手順について、事務処理マニュアルで定められているとおり、決裁権者の決裁を受けてから、支援措置の決定を行うよう見直した。 ・ また、決裁を行う際の起案用紙の改訂を行い、支援措置開始において必要となる根拠資料が添付されているかを確認するチェック欄、支援措置終了において終了予定通知の送付日や延長の意思がないことを確認した記載欄を設けた上で、判断経過について対外的に説明できるよう確実に記録を残すこととした。 ・ 上記について、令和 8 年 3 月25日の担当内会議において、関係職員へ周知徹底し、担当職員を増員の上、令和 8 年 4 月 1 日より運用している。	措置済	令和 8 年 4 月 1 日
2	支援措置対象者の終了日の管理及び関係市区町村に対する通知について改善を求めたもの 今回の監査で、支援措置終了に係る手続を確認したところ、東淀川区役所が決定した支援措置対象者のうち、支援措置終了の意思決定を行っておらず、本籍地の区役所へ支援措置終了通知を送付していなかったものが見受けられた。 その結果、支援措置の期間が経過しているにもかかわらず、戸籍の附票の写しの発行制限措置がなされたままの事案が複数の区役所で検出された。 【指摘事項】 東淀川区役所は、支援措置の終了日の管理を適切に行う仕組みを構築し、支援措置を延長しない場合、適時に終了の決定を行い、関係する市区町村へ漏れなくその旨を通知するよう運用されたい。	・ 令和 8 年 1 月 5 日付けでシステムが改修され、支援措置対象者あて終了予定通知が支援措置終了日の前々月にシステムから配信帳票で出力されるようになった。これにより送付の決裁時に、申出書の受付簿と当該通知を照合し、漏れなく送付できているか複数人で確認することで、支援措置対象者の終了日の管理を適切に行う仕組みを構築した。 ・ 送付後、当該通知の写しと申出書一式を別冊冊で管理し、支援措置対象者から連絡がない場合は、その翌々月に支援措置終了の意思決定を行い、関係する市区町村へ支援措置終了通知書を送付することとした。 ・ 上記について、令和 8 年 3 月25日の担当内会議において、関係職員へ周知を行い、担当職員を増員の上、令和 8 年 4 月 1 日より運用している。	措置済	令和 8 年 4 月 1 日